

<横浜市営バス>

個別施設計画

令和6年8月

横浜市交通局

1 はじめに

本市の人口は令和3年の1年間で4千人以上減少するなど昭和22年以降初めてマイナスとなり、また、近年は自然災害の増加、脱炭素社会への動き、DXの推進など、社会背景も常に変化しています。このような状況において、現役世代はもとより、子どもたちや将来市民に豊かな未来をつなぐため、中長期的な財政方針として「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」が決定され、それを受ける形で、公共施設の全体状況を整理し、経営的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進するための「横浜市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」が令和4年12月に策定^(※)されました。

総合管理計画の中では、長寿命化や効率化など、計画的に取り組む必要がある施設における点検・診断、保全更新などに関する実施方針である「個別施設計画」を施設群ごとに策定し、この計画に基づき、計画的・効率的に施設の保全更新に取り組むことが求められています。また、今回、総合管理計画の策定に伴い、その基本方針である「公共施設のマネジメント3原則」といった公共施設の適正化の視点を加え、本計画の改定を行いました。

本計画は、基本計画に基づく横浜市営バスの個別施設計画を策定するものです。

本計画の策定により、個別施設毎の状態及びそれに伴う保全・更新の内容を明らかにすることで、個別施設の保全・更新を計画的に推進し、市営バスのお客様への安全で快適な運行サービスの提供を図ります。

※：総合管理計画の位置付けについて、まず、平成25年11月29日の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、政府として決定された「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」の中で、各インフラを管理・所管する国の各省庁に「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」の策定が要請されました。続いて平成26年4月、総務省から各地方自治体に、「基本計画」における「行動計画」として、「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。本市は平成26年度末に、「基本計画」における「行動計画」として、「横浜市公共施設管理基本方針」を、また、令和4年12月に「横浜市公共施設等総合管理計画」を、それぞれ策定しました。なお、横浜市公共施設管理基本方針は現在廃止されています。

2 対象施設

本計画の対象とする施設は、バス事業に関わる施設のうち、下記(1)～(4)のとおりとします。

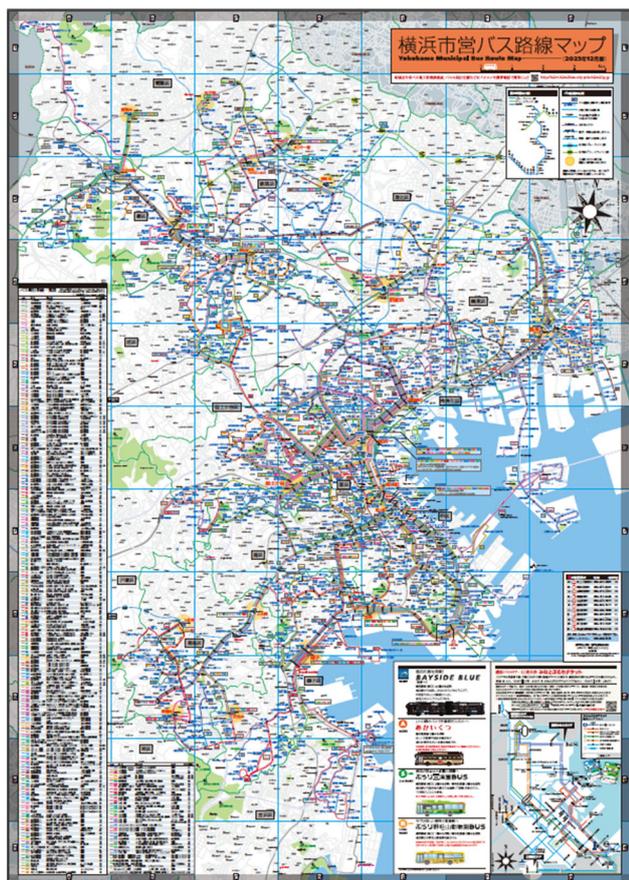
- (1) 停留所施設
- (2) 定期券発売所
- (3) 折返場・詰所
- (4) 営業所

【図—1】に当局の路線図を示します。

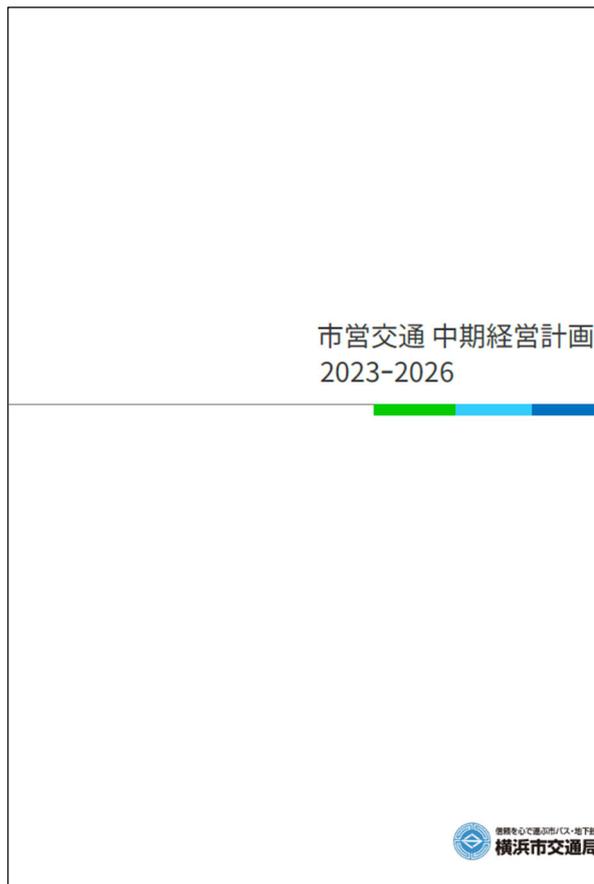
3 計画期間

本計画の対象とする期間は、「市営交通中期経営計画2023-2026」の計画期間と合わせ、令和5(2023)年度～令和8(2026)年度とします。

【図—2】に「市営交通中期経営計画2023-2026」の表紙を示します。



図—1 横浜市営バス路線図



図—2 市営交通中期経営計画 2023-2026

4 対策の優先順位の考え方

ここでは、建築物の検査・点検の結果に基づく、損傷度のランク付けについて記します。

個別施設の状態等については、「横浜市交通局建築物等点検要領」及び「横浜市交通局建築物等点検マニュアル」に基づく点検の実施により把握し、その結果を整理して記録します。【表—1】にランクを示します。

表—1 「横浜市交通局建築物等点検マニュアル」に記載があるランク

判 定	内 容
A判定	早期に措置が必要（早急に修繕・更新）
B判定	劣化が見られるが経過観察
C判定	当面措置を要しない

5 個別施設の状態等

(1) 停留所施設

交通局所管の停留所の上屋は約 650 基設置されており、老朽化が目立っています。

(2) 定期券発売所

【表—2】に定期券発売所の一覧を記します。バス定期券は、モバイル形式の発売を促進していることや、横浜市営地下鉄駅構内のお客様サービスセンター・駅券売機・駅事務所、また、一部の市営バス営業所でも購入できることを踏まえ、お客様の利用状況を見ながら適正な配置を行います。

表—2 定期券発売所 一覧

バス 定期券発売所
横浜駅東口定期券発売所
鶴見駅東口定期券発売所
中山駅前定期券発売所

(3) 折返場・詰所

【表—3】に折返場・詰所の一覧を記します。折返場内の停留所施設を除き、お客様サービスに資することがないため、開業当時の施設のままであるケースが多いです。

表—3 折返場・詰所 一覧

折返場 (交通局所有)		詰所
横浜駅東口バスプール		○
平和台折返場		○
境木折返場		
八反橋折返場		○
野庭折返場		○
川和町折返場		○
石橋折返場		

折返場 (借地)		詰所
川向町折返場		
白山高校折返場		
一の瀬折返場		○
梶山折返場		○
根岸台折返場		○
笹山団地詰所		○
奈良北団地折返場		
スカイウォーク折返場		○

(4) 営業所

当局の営業所は 10 か所ありますが、最も新しい港北営業所でも 20 年以上(平成 13 年度竣工)で、保土ヶ谷営業所や緑営業所では 50 年以上経過しました。

当局の営業所の特徴は、10 営業所のうち 6 営業所が市営住宅と、1 営業所が区スポーツセンターと、それぞれ合築されていることが挙げられます。そのため、大規模な修繕を行うには、十分な調整が必要になると考えられます。

車両整備工場に関しては、連節バス「ベイサイドブルー」の対応として令和元年度に建替えられた滝頭営業所を除いて、新しい部類の浅間町営業所でも 20 年以上(平成 9 年度竣工)、保土ヶ谷・本牧・鶴見・緑の各営業所では 50 年以上経過しました。

6 対策内容と実施時期

(1) 点検頻度

ア 停留所施設

前述のように、「横浜市交通局建築物等点検要領」及び「横浜市交通局建築物等点検マニュアル」に基づく点検の実施により把握し、その結果を整理して記録します。【表—4】には停留所施設の点検頻度を記します。

表—4 停留所施設の点検頻度

バスターミナル上屋		バス停留所上屋	
	点検頻度		点検頻度
主要構造物	3か年	主要構造物	6か年
屋根	3か年	屋根	6か年
その他	3か年	その他	6か年

イ 営業所・詰所等

アと同様に、「横浜市交通局建築物等点検要領」及び「横浜市交通局建築物等点検マニュアル」に基づく点検の実施により把握し、その結果を整理して記録します。また、営業所の電気設備については、「横浜市交通局電気工作物保安規程」に基づいて、巡視点検及び定期検査を行います。

【表—5】には営業所・詰所等の点検頻度を、また、【表—6】には営業所の電気設備の巡視点検及び定期検査の頻度をそれぞれ記します。

表—5 営業所・詰所等の点検頻度

バス営業所・詰所等	点検頻度
主要構造物（土木構造物を除く）	3か年
外壁	3か年
事務室等の諸室	3か年
屋根	3か年
その他	3か年

表—6 営業所の電気設備の巡視点検及び定期検査の頻度

【電気設備】	巡視点検	定期検査
	頻度	頻度
車両修繕工場 （保土ヶ谷・若葉台・浅間町・ 緑・磯子・滝頭・本牧・ 港南・港北・鶴見）	月1回	年1回

(2) 必要な対策等

基本計画に記載がある、修繕・更新、機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策については、「市営交通中期経営計画 2023-2026」の pp. 15-48 をご参照ください。

7 対策費用

「市営交通中期経営計画 2023-2026」の pp. 49-50 に、計画期間を含む向こう 10 年間の収支見通しを記していますが、このうち、計画期間の 4 年間における保全更新費（整備投資費）は、中期経営計画策定時点において、およそ 9 億円を見込みます。

8 公共施設のマネジメント 3 原則

前述したように、横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョンに定めた「公共施設の適正化」を具体化するための基本原則として、「公共施設のマネジメント 3 原則」を定め、総合的に取り組んでいくことにより、公共施設が提供する機能・サービスの維持・向上を目指します。

(1) 保全運営の最適化

長寿命化を基本とした保全更新を着実に行うとともに、利用状況や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の最適化と受益者負担の適正化を推進します。

当局としては、老朽化した緑営業所車両整備工場の建替えに伴い、設備等の条件を整え、直営車検が可能となる指定整備工場の認定を目指します。

(2) 施設規模の効率化

人口減少下においても基本的な機能は維持しつつ、更新時における施設のスリム化やコスト縮減、平準化等を積極的に推進します。

(3) 施設財源の創出

資産の売却等による財源創出の工夫や、国費・市債等を有効活用しながら、財政負担の軽減・平準化を行います。

当局としては、所有するバス折返場について、最寄りのターミナルや駅等で折返機能を代替することで、有効活用できる土地を新たに生み出し、収益の確保を目指します。